

計画策定の目的

国においては、平成28（2016）年5月に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）に基づき、平成29（2017）年3月には成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、概ね5年間の間に、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとなりました。

これらのことから、本市では「権利擁護の支援の必要な人の意思決定を支援して、自発的意思が尊重され、権利が守られる地域づくり」を基本理念として、高齢になっても障がいを持っていても、「住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができる」ことを計画目標として、本市の成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に推進していくために、具体的な施策等を定める「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

計画の根拠

本計画は、促進法第23条の市町村の講ずる措置となる計画です。策定に当たっては、国の基本計画を勘案する中で、平成29（2017）年度に策定した「第6次高齢者支援計画」（H30（2018）から2020年度）及び「第5期障がい者福祉計画」（H30（2018）から2020年度）の権利擁護に関する施策との整合を図ります。また、平成28（2016）年度に策定した「甲府市成年後見制度の普及促進に関する実施方針」を踏まえたものとなります。

計画の期間

本計画は、「第6次甲府市高齢者支援計画」及び「第5期甲府市障がい者福祉計画」の権利擁護に関する施策と整合を図り、次期甲府市地域福祉推進計画に反映させることから、両計画の期間に合わせて2年間とします。

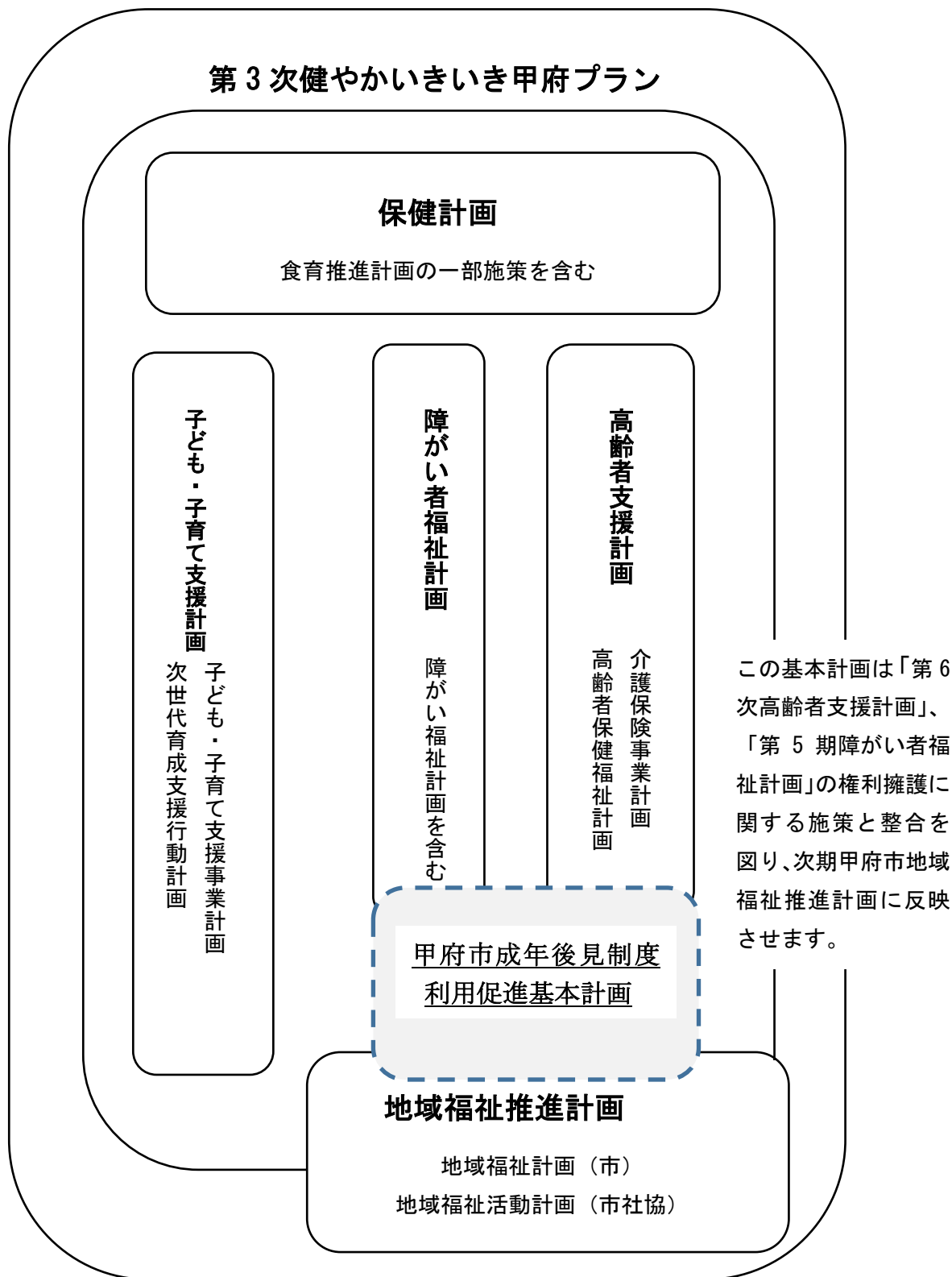
計画の名称

本計画の名称は、「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」とします。

計画の評価・進行管理

条例で設置した「甲府市成年後見制度利用促進審議会」で本計画の進捗状況の確認や評価などの審議を行い、必要に応じて計画の見直し等を行います。

分野別計画との関係



計画の基本理念・計画目標・施策体系

基本理念

権利擁護の支援が必要な人の意思決定を支援して、自発的意思が尊重され、権利擁護が守られる地域づくり

計画目標

住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができる

施策体系

施策1 成年後見制度の普及促進

施策2 成年後見制度の利用支援

施策3 中核機関の設置と運営及び機能と業務

施策4 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

施策1 成年後見制度の普及促進

1 成年後見制度の広報・啓発

2 市民後見人の養成

- (1) 市民後見人の養成研修
- (2) 認知症支援ボランティアの養成講座
- (3) 甲府市市民後見人活動バンク
- (4) 後見人等の受任調整

3 市民後見人の育成

- (1) 甲府市社会福祉協議会による育成支援

施策2 成年後見制度の利用支援

1 成年後見制度利用支援事業

- (1) 成年後見制度に係る市長による審判の請求
- (2) 成年後見制度に係る審判の請求に伴う費用の助成及び後見人等の報酬の助成

施策3 中核機関の設置と運営及び機能と業務

1 中核機関の設置と運営

(1) 中核機関の設置

本市は平成31（2019）年4月（予定）に、市内全体を1つの区域とする成年後見制度の中核機関を設置します。

(2) 中核機関の運営

中核機関の運営は、市社協に委託して行います。

2 中核機関が担う機能と業務

(1) 中核機関が担うべき具体的機能等

中核機関は、(仮称)成年後見制度利用推進連携協議会及び定例会の事務局を担い、進行管理機能、事務局機能、司令塔機能以上3つの機能を果たします。

① (仮称)成年後見制度利用推進連携協議会（概ね年2回開催予定）

事務局：中核機関

【会議の内容】

- ア 地域課題の検討・調整・解決
- イ 不正防止のあり方の検討
- ウ 各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等
- エ 意思決定が困難な人への支援等の検討

【会議メンバー】

地域包括支援センターの代表、障害者基幹相談支援センターりんく、法律・福祉の

専門職団体、金融機関、地域の関係団体、甲府家庭裁判所（オブザーバー）、甲府市など

② 定例会（概ね月1回開催予定）

事務局：中核機関

【会議の内容】

- ア 相談案件の進捗状況や対応の方向性の確認（専門相談を含む）
- イ 法人後見の適否を含めた候補者調整
- ウ チーム編成
- エ 後見人支援の進捗状況や対応の方向性の確認
- オ 各参加者間での情報交換など

【会議メンバー】

弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、甲府家庭裁判所（オブザーバー）、甲府市など

（2）中核機関の業務内容

① 広報業務

ア 成年後見制度にかかる市民及び関係機関などへの周知

② 相談業務

- ア 申立に関する相談支援（申立方法の検討及び支援）
- イ 専門職が行う専門相談
- ウ 任意後見契約の相談支援

③ 成年後見制度利用促進業務

- ア 受任調整（マッチング）等の支援
- イ 市民後見人の名簿登録管理（登録後の管理を市と共有）
- ウ 受任調整会議への協力

④ 担い手の育成・活動の促進

- ア 市民後見人の養成研修の実施
- イ 市民後見人の養成研修修了者の活用（法人後見支援員として活用）
- ウ 市民後見人の活動への支援
- エ 法人後見の担い手の育成・活動支援

⑤ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- ア 日常生活自立支援事業利用者のアセスメントの実施
- イ 成年後見制度への移行支援

⑥ 後見人支援機能・不正防止効果

- ア 地域の相談機関との連携会議の開催

施策4 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

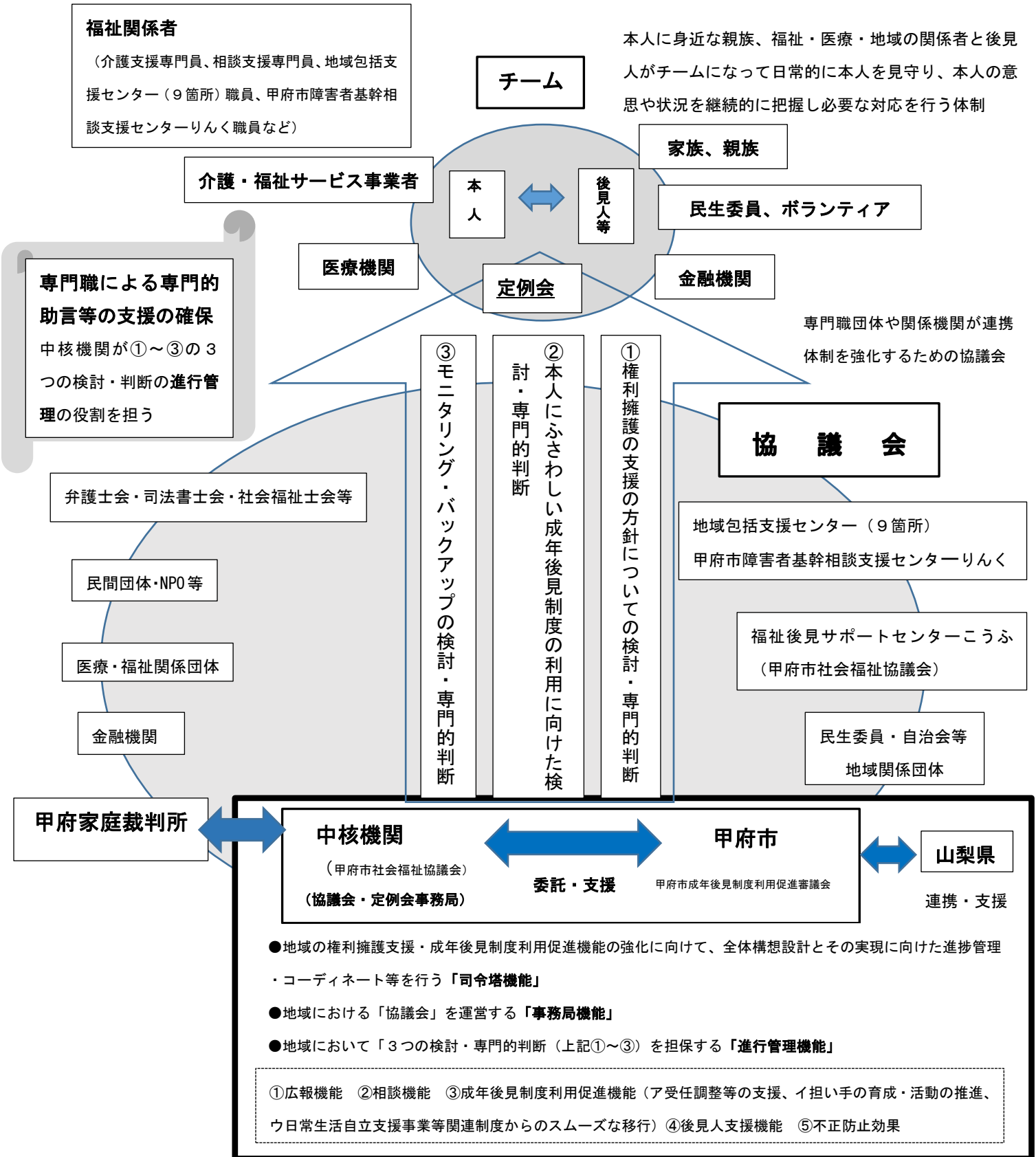
1 地域連携ネットワークの3つの役割

- (1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- (2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- (3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

2 地域連携ネットワークの基本的仕組み

- (1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
- (2) 協議会等によるネットワークの運営

甲府市における地域連携ネットワークのイメージ図



厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室作成地域連携ネットワークをもとに作成